

流山市住宅用省エネルギー設備等 脱炭素化促進事業補助金

申請受付期間

※郵送の場合は下記期間内に必着

全設備：令和5年5月22日(月)～令和6年3月29日(金)

1. 対象設備等の要件

住宅用省エネルギー設備等の種類	住宅用省エネルギー設備等の要件
太陽光発電設備 ※市内事業者から購入し設置したもの	次の要件のいずれかを満たすものとする。 (1) 国際電気標準会議の規格又は日本産業規格に適合しているもの (2) 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの (3) 一般社団法人太陽光発電協会 JPEA代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの
エネファーム	一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。ただし、停電時自立運転機能を有するものに限る
定置用リチウムイオン蓄電システム ※市内事業者から購入し設置したもの	国が令和3年度以降に実施する定置用リチウムイオン蓄電システムに係る補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という） ※市内事業者から購入し設置したもの	国が令和3年度以降に実施する電気自動車等に係る補助事業の補助対象機器として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより承認されているものであって、新車（中古の輸入車の初年度登録車を除く。）として購入したものであること。
V2H充放電設備	国が令和3年度以降に実施するV2H充放電設備に係る補助事業における補助対象機器として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより承認されているものであること。
太陽熱利用システム ※市内事業者から購入し設置したもの	一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品として認定を受けたもののうち、集熱方式が「強制循環型」に分類されるもの。
断熱窓 ※既存住宅の窓を断熱改修した場合のみ ※市内事業者から購入し設置したもの	<ul style="list-style-type: none"> 国が令和3年度以降に実施する断熱窓に係る補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されている断熱窓又はガラスであること。 1居室（リビング、ダイニング、寝室、子供部屋等）単位で、外気に接する全ての窓の改修を行っていること。（原則窓の大きさや形の変更不可）

流山市太陽光発電設備初期費用ゼロ促進補助金制度、流山市集合住宅・事業所用太陽光発電設備設置補助金制度もあります。本太陽光発電設備の補助金と併用はできませんのでご注意ください。

2. 補助金交付対象者

次の要件を全て満たす方が対象となります。

- (1) 自ら居住する市内に存する住宅に、市内の事業者(事業所が流山市内に所在するものをいう。)(リース契約の場合は除く。)から未使用の補助対象設備等を購入し、設置又は導入したこと。(家庭用燃料電池システム(以下「エネファーム」とする。)及びV2H充放電設備を併設する場合、市外の事業者から購入し設置している場合も含む。)
 - (2) 申請日に流山市に住民登録があり、市税を滞納していないこと。
 - (3) 令和5年4月1日以降に工事着工し、設置をしたこと。電気自動車等の場合は自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が年度内であること。
- ※太陽光発電設備を設置した方は、昨年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)に設置した設備であっても、特定契約締結日から6月以内であれば補助金の申請をすることができます。
- ※電気自動車等を導入した方は、昨年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)に導入した場合であっても、電気自動車等の自動車検査証の登録年月日(電気自動車等の購入に係る国の補助金を申請している場合はその補助金が確定した日)から6月以内であれば補助金の申請をすることができます。
- ※V2H充放電設備を設置した方は、昨年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)に設置した設備であっても、国の補助金が確定した日から6月以内であれば補助金の申請をすることができます。

3. 補助額

住宅用省エネルギー設備等の種類	住宅用省エネルギー設備等の設置を行う住宅の条件	補助金の上限額(千円未満切捨て)
太陽光発電設備(※1)	既存住宅	1kWあたり25,000円(上限10万円) 【上乗せ補助】 ・申請時にHEMS(※3)設置済: +2万円 ・申請時に定置用リチウムイオン蓄電システム設置済: +5万円
	新築住宅 (既存住宅を除いた住宅)	1kWあたり15,000円(上限6万円) 【上乗せ補助】 ・申請時にHEMS(※4)設置済: +1万円 ・申請時に定置用リチウムイオン蓄電システム設置済: +5万円
エネファーム	—	10万円(停電時自立運転機能有に限る)
定置用リチウムイオン蓄電システム(※1)	—	7万円 【上乗せ補助】 申請時に太陽光発電設備設置済: +5万円
電気自動車等(※2)	—	10万円(V2H充放電設備が併設の場合は15万円)
V2H充放電設備(※3)	—	購入費の1/10(上限25万円)
太陽熱利用システム	—	5万円
断熱窓	既存住宅	設置に要した費用の1/4(上限8万円)

※1: 太陽光発電設備と定置用リチウムイオン蓄電システムの同時設置の場合は、5万円の上乗せとなります。

※2: 電気自動車等は太陽光発電設備が併設されていることが条件になります。

※3: V2H充放電設備は太陽光発電設備及び電気自動車等が併設されていることが条件になります。

※4：HEMS（エネルギー管理システム）の要件について

家庭での電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの可視化を図り、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するものをいい、機器の制御に係る装置コントローラ等が一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格の認証を取得しているものであること。

注意事項

- (1) 設備又は電気自動車等はすべて未使用（中古品は対象外）のものが対象となります。
- (2) 補助金の交付は、補助対象設備ごとに、1住宅につき1回に限り交付します。（電気自動車等は1人につき1種類ごとに1回交付）
- (3) 受付は、申請順で行い、予算の範囲内で補助金の交付を行います。年度途中であっても申請が予算額に達した時点で締め切りとなります。
- (4) 7種類の異なる複数の設備等を同時に設置又は導入した場合には、各種補助金の額の合計額の交付となります。

リース契約で申請の場合は以下の要件も満たす方が対象です。

- (1) リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で、リースを受ける者に対し補助金相当分を還元する者
- (2) 次に掲げるいずれかを満たすリース契約を締結している者

ア：リース期間が次に掲げる住宅用省エネルギー設備等の区分に応じ、次に定める期間以上の契約になっていること。

- ・太陽光発電設備 15年
- ・家庭用燃料電池システム（エネファーム） 6年
- ・定置用リチウム蓄電システム 6年
- ・断熱窓 10年
- ・太陽熱利用システム 15年
- ・電気自動車等 4年
- ・V2H充放電設備 5年

イ：上記期間を満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が対象設備を購入する契約になっていること。

4. 申請手続き

【申請時に必要なもの】

◆全申請者の必要書類◆

- ・交付申請書（第1号様式） ※1
- ・交付請求書（第3号様式）（日付は未記入のもの） ※1
- ・必要書類チェックリスト ※1
- ・事業結果報告書（別紙1） ※1
- ・仕様書等（事業結果報告書に記載した内容が確認できるもの）
- ・未使用品であることが証明できる書類（保証書の写し、自動車検査証の写し等）
- ・領収書等の写し（申請設備ごとの設置費、事業者所在地等が確認できるもの） ※2
- ・設置工事、導入前後の写真（新築住宅の場合は工事後のみでOK、断熱窓は改修した全ての窓の工事前後の写真、電気自動車は保管場所で全体、ナンバープレートを撮影した写真）
- ・工事の着工日・完了日（住宅を新築又は購入する場合は引渡日）が確認できる書類の写し ※2（電気自動車を導入の場合は自動車検査証の写し）

◆該当する場合に必要な書類◆

- ・申請者の住民票の写し（交付申請書で住民登録の確認に「同意しません」を選択した場合）
- ・本市の納税証明書（交付申請書で市税の納付状況の確認に「同意しません」を選択した場合）
- ・同意書（申請設備を設置した住宅に、申請者以外の所有者（共同所有者や第三者）がいる場合）※

- ・委任状（申請者と別の名義の口座に振込を希望する場合） ※1
- ・本制度以外の補助金等の確定額が確認できる書類の写し（申請設備について他に助成を受けている場合）
- ◆太陽光発電設備の補助金申請者◆
 - ・特定契約締結に係る書類の写し（系統連系日・買取起算日・運転開始日等、申請者住所、申請者氏名が確認できるもの）
 - ・検査済証や住宅に係る固定資産税の課税明細書等（既存住宅に設置した場合）
- 【HEMS を設置している場合】
 - ・HEMS の製品名が確認できる書類の写し
 - ・HEMS の機器型番が確認できる保証書の写し又は写真
- 【過去に定置用リチウムイオン蓄電システムを設置している場合】 ※同時に交付申請を行う場合は省略可
 - ・定置用リチウムイオン蓄電システムの製品名が確認できる書類の写し
 - ・定置用リチウムイオン蓄電システムの機器の型番が確認できる保証書の写し又は写真
- ◆定置用リチウムイオン蓄電システムの補助金申請者◆
 - 【過去に太陽光発電設備を設置している場合】 ※同時に交付申請を行う場合は省略可
 - ・太陽光発電設備に係る売電明細書の写し、特定契約締結に係る書類の写し、保証書の写し又は接続契約に係る書類の写し及び太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真
- ◆V2H充放電設備の補助金申請者◆
 - ・太陽光発電設備が設置されていることが分かる書類
 - ・電気自動車等が導入されていることが分かる書類（自動車検査証の写し等）
- ◆電気自動車の補助金申請者◆
 - ・太陽光発電設備が設置されていることが分かる書類
 - ・V2H充放電設備を設置していることが分かる書類（併設している場合）
- ◆ローン購入でクレジット契約等により自動車検査証の所有者と使用者の名義が異なる場合◆
 - ・保管場所標章番号通知書の写し又は自動車保険証（任意保険に限る）の写し（所有権留保付きローンで購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合）
- ◆断熱窓の補助金申請者◆
 - ・検査済証や住宅に係る固定資産税の課税明細書等
 - ・平面図及び立面図（断熱改修した窓の位置や写真の撮影方向等が確認できるもの）

※1 ホームページからダウンロードできます。

※2 該当する書類がない場合は販売証明書（ホームページからダウンロード可）を作成してください。

◆リース契約の場合◆

- ・リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類
- ・リース契約書の写し及び貸与料金の算定根拠明細書
- ・リース事業者の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

【受付場所】

流山市役所 環境部 環境政策課 第1庁舎3階（窓口又は郵送で受付）出張所不可

※ 郵送の場合は、書類が到着したその日の窓口受付終了後の受付となります。

※ 申請に必要な書類（不備がないもの）が全て提出された時点で受付となります。

【受付時間】

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）

5. 問い合わせ

〒270-0192 流山市平和台1-1-1 流山市役所 環境部 環境政策課

TEL：04-7150-6083（直通）

FAX：04-7158-9777

E-mail：kankyuhozen@city.nagareyama.chiba.jp

URL：<https://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/1002584/1002591/1024476/index.html>

※詳細な要件等については、お問合せいただくか市ホームページ等によりご確認ください。



この事業は「千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業」を活用しています。